

第 3 種電気主任技術者試験における合格科目の免除期間延長について
(令和 6 年能登半島地震対応)

標記の件につきまして、経済産業省から電気主任技術者試験に係る試験科目等の免除期間の延長の告示が行われました。(令和 6 年 3 月 29 日付、経済産業省告示第 51 号)

下記対象となる方に対し、申請により下表のとおり合格科目の免除期間の延長措置を実施いたします。

【対象となる方 (①かつ②に該当する方)】

- ①令和 6 年能登半島地震に伴う災害に係る災害救助法適用地区(新潟県、富山県、石川県及び福井県の一部市町村※)に住所のある方
※対象地域(災害救助法適用地区)の詳細は、[内閣府ホームページ](#)をご確認ください。
- ②令和 3 年度、令和 4 年度並びに令和 5 年度における同試験の科目合格者

※対象となる方は①かつ②に該当する方

有資格者区分	免除対象試験		免除の期間
科目合格者	一次試験 (合格科目)	令和 3 年度 合格の科目	令和 6 年度 上期試験まで有効
		令和 4 年度 上期合格の科目	令和 7 年度 上期試験まで有効
		令和 4 年度 下期合格の科目	令和 7 年度 下期試験まで有効
		令和 5 年度 上期合格の科目	令和 8 年度 上期試験まで有効
		令和 5 年度 下期合格の科目	令和 8 年度 下期試験まで有効

申請手続き：措置を希望される方は、別紙「延長措置申請書」を**令和 6 年 4 月 30 日(火)**(必着)まで下記の送付先まで配達記録が残る方法で郵送願います。

申請書審査：提出頂いた申請書を精査後下記の対応となります。
延長措置が講じられる方には、「延長措置通知書」を、延長措置が講じられない方には、その旨を 5 月末までに試験申込みにおける登録メールアドレス宛てに通知します。

【問合せ先・送付先】

電気技術者試験センター
令和 6 年度 電験 3 種科目免除延長(能登半島地震)係
〒104-8584
東京都中央区八丁堀 2-9-1 RBM 東八重洲ビル 8 階
電話 03-3552-7691 (平日 9:00~17:15 ※年末年始を除く)

※別にご案内をしております「令和 5 年度第 3 種電気主任技術者下期試験の申込者に対する収納済手数料の返還について」も併せてご確認ください。

(別紙)

令和 年 月 日

一般財団法人 電気技術者試験センター 殿

延長措置申請書（3種）

私は、令和6年能登半島地震に伴う災害により、合格科目の免除期間の延長措置を申請いたします。

〒

住 所 _____

※住所を示す書類（住民票、運転免許証の写し等）を添付願います。

フリガナ
氏 名 _____

生年月日(西暦) _____年 _____月 _____日

電話番号 _____
(日中ご連絡がとれる番号)

メールアドレス (確認用) _____@_____